

議案第154号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 鈴谷放課後児 童クラブ	さいたま市中央区 鈴谷5丁目1番1 号	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 岸町放課後児 童クラブ	さいたま市浦和区 岸町5丁目20番 4号	30人
[略]			[略]		
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 栄放課後児童 クラブ	さいたま市西区大 字指扇610番地 3	50人
[略]			[略]		

さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	[略]	さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立 新和放課後児 童クラブ	さいたま市岩槻区 大字尾ヶ崎125 2番地
		[略]	30人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。